（中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「、第二号又は第二十号」を「又は第二号」に改め、同項ただし書中「その資格事業に別表第二第七号及び第十一号から第十九号までに掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会及び」を削り、同条第五項中「及び第三項本文」を「、第二項本文、第五項及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるもののうちその行う事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

6　法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるもの及び法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する主務大臣の権限に属する事務のうちその資格事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を越えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

第十三条中「第三十三条及び第三十四条」を「第三十二条及び第三十三条」に改める。

別表第一第四号中「行なう」を「行う」に改め、同表中第五号から第十号までを削る。

別表第二第二号中「行なう」を「行う」に改め、同表中第三号から第二十号までを削る。

別表第三中第二号を削り、同表第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号中「属する協業組合であつてその事務所のすべて」を「属する協業組合であつてその事務所の全て」に改め、「及びその行う事業に別表第一第七号から第九号までに掲げる業種に属する事業を含む協業組合であつてその事務所のすべてが一の都道府県の区域内にあるもの」を削り、同号を同表第三号とし、同表第五号上欄中「協業組合」の下に「であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のもの」を加え、「（第十一条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされるものを除く。）」を削り、同号を同表第四号とする。

別表第四中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表第三号中「、その資格事業に別表第二第七号及び第十一号から第十九号までに掲げる業種に属する事業を含む商工組合であつてその地区が都道府県の区域を越えないもの及びその会員たる商工組合の資格事業に同表第十七号又は第十九号に掲げる業種に属する事業を含む商工組合連合会（その地区が全国であるものを除く。）」を削り、同号を同表第二号とし、同表第四号上欄中「商工組合」の下に「であつてその地区が都道府県の区域を越えるもの」を加え、「（第十一条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされるものを除く。）」を削り、同号を同表第三号とする。

（砂利採取法施行令の一部改正）

第五条　砂利採取法施行令（昭和四十三年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「河川区域等以外の区域において同項に規定する違反行為を行なつた者」を「当該都道府県の区域において法第三条の規定に違反して砂利採取業を行つた者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において法第十六条若しくは第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行つた者に対し、指定都市の長は当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において法第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行つた者」に、「同項に規定する違反行為を行なつた者に対し、同項」を「法第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行つた者に対し、法第二十三条第二項」に改める。

第二条中「者又は」の下に「当該区域（指定都市の区域及び）」を加え、「以外の区域」を「を除く。）」に、「国土交通大臣」を「指定都市の長は当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者に対し、国土交通大臣」に改める。

第四条中「及び」を「並びに」に改め、「第三十四条第二項」の下に「及び第三項」を、「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第五条第二項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。

（採石法施行令の一部改正）

第六条　採石法施行令（昭和四十六年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の長」を加える。

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「管轄する都道府県知事」の下に「（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この条において同じ。）」を加える。

（商工会議所法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の際現に整備法第三十八条の規定による改正前の商工会議所法（以下この条において「旧商工会議所法」という。）第四十六条第二項の規定によりされている定款の変更（旧商工会議所法第二十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に係るものを除く。）の認可の申請は、整備法第三十八条の規定による改正後の商工会議所法第四十六条第五項の規定によりされた届出とみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にこの政令による改正前の商工会議所法施行令、中小企業等協同組合法施行令、中小企業団体の組織に関する法律施行令、砂利採取法施行令及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の規定により国若しくは地方公共団体の機関がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のこれらの政令の規定により国若しくは地方公共団体の機関に対してされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後におけるこの政令による改正後のこれらの政令の適用については、この政令による改正後のこれらの政令の相当規定により国若しくは地方公共団体の相当の機関がした処分等の行為又は国若しくは地方公共団体の相当の機関に対してされた申請等の行為とみなす。

2　この政令の施行前にこの政令による改正前の商工会議所法施行令、中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により国又は地方公共団体の機関に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、この政令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のこれらの政令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　小渕　優子
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三